

徹夜新術の若干進展したが 組合不活として決裂状態

廿四一回 争務新術

組合新術の人の会より、廿四一回の組合新術は、
徹夜新術の人の会より、廿四一回の組合新術は、
徹夜新術の人の会より、廿四一回の組合新術は、

【組合新術】

組合新術の人は、組合新術の人は、
組合新術の人は、組合新術の人は、
組合新術の人は、組合新術の人は、

組合新術の人は、組合新術の人は、
組合新術の人は、組合新術の人は、
組合新術の人は、組合新術の人は、

- ① 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ② 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ③ 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ④ 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ⑤ 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ⑥ 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ⑦ 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ⑧ 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ⑨ 組合新術の人は、組合新術の人は、
- ⑩ 組合新術の人は、組合新術の人は、

廿四一回 争務新術

組合新術の人は、組合新術の人は、
組合新術の人は、組合新術の人は、
組合新術の人は、組合新術の人は、

組合新術の人の会

21

議 程 事 項

- 一、昭和三十一年十月、日以降給金を停止する
- 二、昭和三十一年十月中は整備期間とし十一月以降所定人員十五人（給水並配電業務員、警戒員等）を配置し待機させる
- 三、配電に当たっては本人の希望その他を充分考慮し組合と協同の上無理のないよう実施する
- 四、配電に当たっては資金低下にならないようにする。但し本人の希望により業務種に転換した場合はこの限りでない
- 五、配電により転換者の技能・経験等は組合の同業者の轉換を要しないものとする。但しカベイトの高い職種に定つた人については転換先の者との均等によつて調整する、具体的には現場の労働者で協同する
- 六、転換者の資金については低下にならないようにする
- 七、整備期間中に於いても資金低下にならないようにする
- 八、新給手当

直接手当	五五〇〇円	坑内労働手当	五〇〇〇円	坑外労働手当	一、五〇〇〇円
------	-------	--------	-------	--------	---------
- 九、新給手当

二坑・中央工場	一、〇〇〇円	その他	一、五〇〇円
---------	--------	-----	--------
- 十、金一封

炭留者	一、五〇〇円	飯留者	六〇〇〇円
-----	--------	-----	-------
- 十一、会社は社地関係の改善費として二〇〇万円を支出する
具体的には組合の意見をきいて実施する
- 十二、洞野炭産所関係の場合は原則として今次配電中より繰越する

以上

昭和三十一年十月十日

仕・堀・校・選
18.19の両日 漢力行使、
会社側問題の迫延策による。

ヒト又同等に報告の條は、會社側の議有視察のために申入を希望した。十五日正午、會社側より役員會議を理由に回答を延期申し出した。聯合側としては既に役員會議は協議あり、今更會社側のこの様な延期は許す可くないとし、聯合に統一的態度を表明した。如く、東方信託を要行することになり、十六日會社側に抗議書と手文同封附をされた。

指令

皇台樓前令旗一

一九五六，十一，十六

只應大士相與忘却細合

牛學志與張

破
面
學

と事實の相合の程度に基き左の如く命令する

性、胆水等。是蟬斜粒運動的條件。

金山三條松樹文に第三の廟記を

東内	甲	乙	丙
西内	十一時至十二時	六時至七時	一時至二時
東外	十一時至一時	六時至七時	一時至二時
西外	十一時至一時	六時至七時	一時至二時

大巾に食違ふ彼我の主張
殊に年次有給^なと諸休暇手当
淺^の田交^の16日

管絃圖史に前四會社大坐うはる所記にす
大にし、衆しく世社の所考慮を要めていた

於て清い足跡と道交には、金銭の授け渡り
因習は全くわれわれと別表し、願望は應

先づ前回の要約（経済問題、人事）を再掲
業務その他、公使の行状、對露評價の要
素問題との幾分餘白を放したところ、その
時局に及ぶ交渉、一單語譯次と長篇には前
正の的解を置いたものなり、はつきり度と
化せしめ、外のものは多量の雑誌を改訂
附合、各社の主眼は次の通り——

組合の主張

- [illegible]

会社の主張

- [illegible]

ロ・刺座資金・顧客層による脅かすは自らをなく
入れる入れないにまわれるのと同様にならぬ
と居竹翁其の危ぶあやゆる國用を相達する。故に金
將にならぬ故は大きく、金足つたもの。

解はつちえしは即ち大はくを成るべし

「軍火供給を断つ」は断つ所ないから、金銭策
を以て四圍を包圍されたのだ。

(休養の法則を論ずる)

「これは延命の良薬」の言葉は、組合衆に基礎を
おけるものである。検討はすなわち、立派な学識者
等のみしだい。

細谷哭から請ふ所あり。是時色はきの雪白なり。ふり、
き、き人又はきの或人はふり。き無計に雪の舞の正産、
夜病又は是雪の病也。

疾病又は健康上の障害

は右表の場合
の、 π 人又はそれより多い数の人が止むを假に押退けず

つて得術する場合

この創刊準備には、幸甚と兩國は在り、資金も亦さばり、なる、我々考てあるのみ、其の意に叶ひ

その必要なし

マツ育肥時間にはついでに二回各々四分以内の
筋肉を切れる

「『地価下落』」「開港後の経済状況」は、昭和

寺
公
説
院
の
門
使

biochemical and clinical data.

公益責任者の政權（案）

(公証處)

（公益委員會報告の附屬）

華英聯合製冰公司(舊金山)

町 屋——建設上する
即ち、家賃低廉——別荘地とする

— — — — —

總體につけては則に是のまゝにとらふる
 算術・幾何・天竺・算何等々——右に準ずる

(註八：姬夫人尊的附註)

の業者は両職ある法人、個人、個人、個人として
事務所等にお預する場合は出物取扱とする。

卷一

に解するにすぎず、
筆 墨の戦場、激闘する。

表紙の裏に「表紙の裏」

[illegible]

- 二 有価証券の成金又は計算上成金と見做すもの
- 三 有価証券の成金の等価物と見做すもの
- 四 銀行に必要資金を貸付し、或は銀行に短期貸付金は預金と見做すもの
- 五 銀行に貸付金と見做すもの
- 六 現金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 七 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 八 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 九 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十一 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十二 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十三 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十四 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十五 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十六 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十七 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十八 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 十九 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息
- 二十 貸付金に充てるべき正當の理由の短期貸付金の利息

- ④ 關於會計制度一般原理的說明
- ⑤ 關於「知識會計」之研究
- ⑥ 依「知識會計」之原理而對「知識會計」之研究
- ⑦ 關於「知識會計」之研究

○ 新設大倉と同様に、今般輪船力に
○ 小倉港は、既に丸物資料と通商の便を有する
○ 小倉は、既に丸物資料と通商の便を有する
○ 小倉は、既に丸物資料と通商の便を有する

の、歴史的動機に於ては、他方に於ては、遠く上層に於ての、
うゝに表現されてあり、歴史、無機物の歴史し
たに、歴史の事実と認められぬ。

ついで實登、期平山遊樂會顧問(佐藤小波留氏)ハタチ
五ノリ。又之親を経過の報告あり。それだけし
て僅かに於ける所ニあることは好むなり。一花は
貴族女であつたが、山登の大膽と組織者足られた。

● 小澤慶吉の結婚報告は次列、

續いて 三枚裏の宛名が「
秋葉山 九十九 光徳寺」

[illegible]

第二号议案小委员会报告书

遊覽要覽

一のり段、人質金の引上げに際
合へる内アブすれば請負船の停止、其意の知刺、皆
金アンバランス耳がすべて解決するようになり、と
もので時正せよ。

三、四の五段　と集約賃金制の成立にのち

○ハ、○の内の妻が振舞を踊らねば云
○振舞賃金制の半はごく重要な半だから半の

路をとりつと聞かぬぞ

○此の書の内容は、その上に於いて、その
時、吾々大衆の鑑として、いつとも明らかなるにされ

の取捨の可否について統一せよ

の経済動向と歴史知識とのアンバランスについて討
議を司議させる。

の精製給養之のため一著は度、八時前嚴丹のやりたる
に、ついで明確せしむ

八、*ハヤ投*の(三) 脚本 4頁、5頁

○「アリス」の「ア」が「アリス」の「ア」

「戸」は「校」の形を以てするものなり

○ 飯に刺すもの製法は、まず大釜で湯をわかして、
○ 取盡し、熱をとり、中火で焼く。足配合を此許せよ。

[illegible]

○ 血爲身之本 點血爲身之本であるという理念を明確にさせ、血爲身之本と骨爲身之本の相違を明らかにせよ。

の頭端をもちつゝ、緩衝に爲す。



の經濟斗争は地產物賣主義に終つてはゐる。それでは
いかにいふかう之を説明するはせよ。

の如きものは、内應とて所成するを、然らば

の庭園は手に調音箱の如くは行わなくてはならぬ。庭園の
品着との格調をいふの分限の度程に相入する。こ
の灯景にたてう。

○近き字にみまうと誤り、痛に片する。この誤は
奥に感し口ツクアウと行かう。その場合一屋
生輝教を同成の玉と改めた。これをいえるや
ある。

又、「ト」上段　ホス口ツク痛又はつれてしの度

○酒田、秋田、山形の三県は、組合員が割得するよう
に割りあてた。
○この上段・二段割しの度
の割合を決定した。

[illegible]

の新聞ラッシュの情報伝達のスピードには驚かすものがある。これは決して偶然であらうと断言せよ。

「『FBI』の犯罪調査部や平素『FBI』の情報を熟知した記者が同様のことを

②、賃金課税
租税は消費額となく固定給で行ふ事には違ふが賃
金なので(二)全支を削減せず
ロ、賃付所得

土曜は平如んにせず
○本 賃金表 修正給の由を説明せず 各支所の定
額にその由を
修正給は約二円以上とせず

修正時に監査意見なきものを監査合格と見做すこと

のち、養子作重嗣は健証給
二二の親は、父は公家、母は

暖床については現在の修正案載すべし。

の、學士會に選拔された。その際、學士會の選拔に入

のり 生地にうけて

一三「さうだ、
お前の言葉に
おめをたすけ
てやる。」

の専ら創設した特別の士財を出して
の準備、技術要員の養成についで、更に

主として、この小説は、戦時下の日本人の生活と、戦後の日本人の生活とを対比して描かれたものである。

水産庁の古針で餌分スト製成されたものではないとい
うことと用いられてゐるのでも、要するに餌
これはアサリとしておいた方がいいのである。要するに

將來には内地に立脚せしむる方針あり、その爲めには
 といふことは現実を顧み

便所は前軒足とありてあり對面成ないから便所とあり

主として應ずる必要は困難なるよりむしろ少いことと

のさへ、腹中のアルベラノスも腹止するなめには三つ
さには不都合があつて居る。腹中の腹止

アキニトるあひ36日の上辰（ハルツ）のあひし重初陽
す。

を以て「短行」とありとする。これは「短歌」の「短」に「歌」を合
むことによる。

をかつて六し、七し、ねくり下り、
以上すべて統一警察にしない、要は拘捕系にすることに決定。

[illegible]

西平王嘉慶二十九年二月二十九日

三
三
三

九町又は三町組の員へ長たるを命ぜむとする。――選し罷はるのみませ。――

大会宣言

格士六回大会 國庫増殖に資する上 秋葉正字宛書簡の四と寧瀾社天會増殖會の六と

大会は五日間行われ、實益、親睦等四の部方針、無償貸金制の確立、生産性向上運動反対斗争方針との決り、幾多検討し、提議が多数のすむべき案を決定した。

石炭産業は、いまや民生の必需品のつうやく絶頂し、戦後復興の決定因素としてゐる。われわれの生活と職場の状況はどうか。管内外、広域用の健全新炭は増えますか。増えたら、増分

給養、病後恢復の必需品は糖類に非ざる可い。そして、
 糖類は酸化と合酸化による不飽和の酸化され、糖大分子は基礎としてゐる。

一休 知るの産屋に生は七喜福の親され 三万人の産屋は通ふも喜福の出るならうの 中小屋敷の神主
 五さらはふいけ付条件におかれてゐる

これらの基礎の上になつて、貨幣資本は、いまだ生産権向上運動の一の名の下にはいつまでも「長期的なめよう」として、大企業は生産権向上運動の手段に出さぬ限り、これを好まずることに決めた。われ

われの足元の費財に等しいが、要件は「要約請求」にある。これは、
「要約請求」という要件がある。要件は「要約請求」にある。これは、

われわれをこれに何処するとは、望はわれわれの生活に何れを存することのみならず、一種の始末

資本の流動から金融政策の制約を受けることである。この運動は必ずしも純然たる外債に、必ずしも国内債の発行を必要とするものではない。企業は社内外して各種有価証券の発行の一の途に資金開拓を求めたとしてもよいのである。

賃金の値上げと雇用手当不足、設備資金制の確立された生産体制向上運動に代表する主要な斗争の柱となればならぬ。

われわれは、どうやこれまゝのやうに張々たる質上げにはなまゝするとは思ひない。

まして今日の情勢はわれわれにとって有利である。われわれは賠償を空同につちめ、われわれの正義を主張する。

と英太子妃や皇族要人らの完全勝利に満ちる。

國貨完全製の國産品は、勿論右の如く振舞うべき國産品なる事を以て、われ等眞實に其の幸福に與つて居る。此の如く振舞ふべき國産品なる事を以て、われ等眞實に其の幸福に與つて居る。此の如く振舞ふべき國産品なる事を以て、われ等眞實に其の幸福に與つて居る。

然しなれど、此は形勢ではない、眞は両方なくして補給と資金の不足に基いてゐる。不食の金銀ストの基礎はいつるぞ、いふなる影射と云へりうる極端な生活対策に基くたゞに決定した。

其の先には、生息地を求めて、その環境を次第に作り、最後には、食のことも、隠れ場所のことも、自ら作り出す。動物界の動物は、植物界の植物に比べて、環境の形勢に、より敏感である。動物は、環境の形勢に、より敏感である。動物は、環境の形勢に、より敏感である。

右曹高子也

一五五六年十月二十二日

史略卷十六 回廊詩大會



○(今更) 五。此等少なり

○(三) 關於「中華民國」之解釋

學問の精神は、愛、敬、信、

の体用所成の考と云はれ明證にあらざり

◆金銭計算には注意。請求手帳。貸

應依實正意起てあるの挿入さる

○室式有給休暇等 更に強化された

○（イ）日ノ明産公債田に在在する各農家の

10

……一応の了解事項……

本文 組合名簿

第一案(文部省田舎労働部)組合の二二等労働部

「労働組合法」施行令(昭和十一年)による労働組合の組織

組合員の名簿(昭和十一年)

第二案(労働部労働組合)組合名簿

第三案(労働部労働組合)組合名簿

第四案(労働部労働組合)組合名簿

第五案(労働部労働組合)組合名簿

第六案(労働部労働組合)組合名簿

第七案(労働部労働組合)組合名簿

第八案(労働部労働組合)組合名簿

第九案(労働部労働組合)組合名簿

第十案(労働部労働組合)組合名簿

第十一案(労働部労働組合)組合名簿

第十二案(労働部労働組合)組合名簿

第十三案(労働部労働組合)組合名簿

第十四案(労働部労働組合)組合名簿

第十五案(労働部労働組合)組合名簿

第十六案(労働部労働組合)組合名簿

第十七案(労働部労働組合)組合名簿

第十八案(労働部労働組合)組合名簿

第十九案(労働部労働組合)組合名簿

第二十案(労働部労働組合)組合名簿

第二十一案(労働部労働組合)組合名簿

第二十二案(労働部労働組合)組合名簿

第二十三案(労働部労働組合)組合名簿

第二十四案(労働部労働組合)組合名簿

第二十五案(労働部労働組合)組合名簿

第二十六案(労働部労働組合)組合名簿

第二十七案(労働部労働組合)組合名簿

第二十八案(労働部労働組合)組合名簿

第二十九案(労働部労働組合)組合名簿

第三十案(労働部労働組合)組合名簿

第三十一案(労働部労働組合)組合名簿

第三十二案(労働部労働組合)組合名簿

第三十三案(労働部労働組合)組合名簿

第三十四案(労働部労働組合)組合名簿

第三十五案(労働部労働組合)組合名簿

第三十六案(労働部労働組合)組合名簿

第三十七案(労働部労働組合)組合名簿

第三十八案(労働部労働組合)組合名簿

第三十九案(労働部労働組合)組合名簿

第四十案(労働部労働組合)組合名簿

第四十一案(労働部労働組合)組合名簿

第四十二案(労働部労働組合)組合名簿

第四十三案(労働部労働組合)組合名簿

第四十四案(労働部労働組合)組合名簿

第四十五案(労働部労働組合)組合名簿

第四十六案(労働部労働組合)組合名簿

第四十七案(労働部労働組合)組合名簿

第四十八案(労働部労働組合)組合名簿

第四十九案(労働部労働組合)組合名簿

第五十案(労働部労働組合)組合名簿

第五十一案(労働部労働組合)組合名簿

第五十二案(労働部労働組合)組合名簿

第五十三案(労働部労働組合)組合名簿

第五十四案(労働部労働組合)組合名簿

第五十五案(労働部労働組合)組合名簿

第五十六案(労働部労働組合)組合名簿

第五十七案(労働部労働組合)組合名簿

第五十八案(労働部労働組合)組合名簿

第五十九案(労働部労働組合)組合名簿



スト通告前に於ける相違点

十一月七日 平昌六等三。今現在一

台班

前文「野郎屋は幾つかの種に（以下省略）」に即ち大の野郎屋が包組合（以下組合という）とは次の通り、包組合特有の組織する。

卷一百一十五

人文學園の雑誌

第一、会社は組合員大々増進には努むる唯一の団体交渉の相手方（新組合員を導く）として認めらる。

「神皇正統記」

本邦に於ては、昭和三年、酒類増徴するの95%に及ぶ増徴が、地方自治の確立と共に、

社會福利政策與服務(四)

第二要 此足はたに得らるるを豫めすべて預金の組合員なるものとす。

1. 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 2605 2606 2607 2608 2609 2610 2611 2612 2613 2614 2615 2616 2617 2618 2619 2620 2621 2622 2623 2624 2625 2626 2627 2628 2629 2630 2631 2632 2633 2634 2635 2636 2637 2638 2639 2640 2641 2642 2643 2644 2645 2646 2647 2648 2649 2650 2651 2652 2653 2654 2655 2656 2657 2658 2659 2660 2661 2662 2663 2664 2665 2666 2667 2668 2669 2670 2671 2672 2673 2674 2675 2676 2677 2678 2679 2680 2681 2682 2

二、その使用を組合員に限定するもの
 金銭に組合員に限定するものは所屬する

「解題」

いふ

用字に注意するもの

2. 組合の決議したものに於て同一親族とする「親族」

仁愛の肝腸範圍はついでに新島に及ぶ。

「新訂の東洋地圖」

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

四、既得の権利、遺囑並にこれに等するもの及び喪失強制其の効

卷二

（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

早稲田の取製し

六等 会社は一定数の組合員が組合員として組合費を納付するものに組織的

與心相連

[illegible]

一、 聖賢廟の修築に就て

イ、水軍物語	源朝寸郎
ロ、軍友伝説	源朝寸郎

八、理髮金、買股金、買

二 平均給 五厘下の
三 労働給 一厘半の増給とす

祖國を去るため出陣す

This image shows a blank, aged, cream-colored page, likely an endpaper or flyleaf of a book. The paper has a slightly textured appearance with some minor discoloration and faint, irregular brown spots, characteristic of old paper. The page is oriented vertically and is set against a dark background.

(一) 經濟政策

第三十八季 食はるは公明を促進する為の機關とこれを聯合し、公明の発展を期すの期間とせしむる

【文】
「此書は、日本の経済史を、一冊のうちに、簡明に、要約して、示すものである。」

【文】
【圖】

第三十八卷 以迄或また河川水害を土地等の他の方面に遷延せしめず
物不能となつた場合各該組台費は灯しその期間に費せしむる
は、該費手当は該費一口につき五円を標準費額に積立を要する。

（賛金）
厚細不定 俵値はつけず 紅の草は足のあるの外 刺は定めて

（「國策」の文に依る内訳の圖表）

曰はば實なることを亦人知交ぬ

内取のするごとくを過る。

但し多額の金銀貨の割合は前回は概とける。
現金の支拂は場々には現金に拘する経済的円滑を文書化すること

個々の生活はなほ貧乏で、
小賣金給与より生活費一

昭和十二年 組合員の福利の増進のため、労働組合として認可された。

(建國片五)

つて聯合したる親戚其他の寄附は計する留保を組所にかかると

のとする。

は、発音の臨命。

の割合

日本人の要の彼人に就いて計を維持するのめは必らず難し
理屈は成り一週間に於てある程度の割合

（五）その地位を公共の場と見なすに努めること

茶店下細茶 時別外、休日、早夜などに費した場合の賃金、座席料、お茶の類、上する。

● 銀行 決算 110 頁……(附録二六頁)

2. 本邦の位置	三六五	三六五
3. 開発政策	三六六	三六六

4. 特殊公債正出納 100,000,000

(一) 依藥學部

合は破壊和歌の類相を模倣し、体要不協にして交絡する。但し、質

高橋等がその民衆をさぶくの中に、そのころの平均賃金と運賃額との差の要請額と起さうものについで、平均賃金による

二十六卷 命姦臣王三富贈張平施杖死給するものなり。又治金銀

金環の配合、その他は、食料と組合を協同する。

(附 录)

第四十二條 企業は、組合員に課税する場合は、別に定める課税金額はより課税金額を付する。

(出妻絶續)

第五十八條 会社は該合同(6)業務上出資した組合の例による出資
規程により出資を管理支配する

第四十九條 会社は組合員や次の各等の一に該当する場合は解散を要する。

女子又は満十八を未達の者の罪歴は同から十四歳以内は輕率

2. 用表された貸付条件が事実と異なるため貸付契約を解除し、

の翌日、亦うす四日以内は通喪する場合は、
三日間は喪にたしその家族が翌日にして三十日以内は引揚する

4. 母年より若い者を足腰の口から三十四度片に傾倒する程度

5. 全縣聯合會はより積極的となつて府縣兩院の改革を三十日以内は得
得するものと

6 貴族上の地位を以て貴族に與するに於ては、選取した
るの選取の日より三十日以内に開明するの限を

第三項 公証所の使用は公証規則

の執行は必要と認めし處置をせよと命ぜられた。但し、お

（立候補）

ス。一、新築は益金課税公算に反し、退却費用の公算、又は
持分の減価償却費に充てまるるの範囲で変動するものは自己変動

公卿の定都)

一 知事、市長、町長、村長

紫雲、漢、方、何、宋、各、家、醫、方、以、通、學、醫、聖、藥、

公報發行所附設

[illegible]

組合員の会社に基くた人、その組合社の業務は同僚の

其の六、三

（安）

委員の建議として信託制度の改訂を要する

卷之四

第七節 總 條 件

第六十五條 本會は組合員の保護育成のためは必要と認められる限り組合員相互間の交渉の増進を図らなければならない。

第六十六條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第八章 附 則

第六十七條 本會は組合員相互間の交渉の増進のためは必要と認められる限り、必要と認めるときは、組合員相互間の交渉の増進を図らなければならない。

第六十八條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第六十九條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十一條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十二條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十三條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十四條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十五條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十六條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十七條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十八條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第七十九條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

第八十條 本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

本會は組合員がけしき病の患者に罹つたときは、その病状を調査し、必要と認めるときは、その患者の療養に協力する。

但し、前項第三号に規定する組合員は組合員たる組合員たるべき文章によつて其の意思を表明するに必要ない限りは、その行為を認むるは、更に必要ない。

(第四号)

第六十号、この協約を履行しようとする組合員は、組合員たるべき文章によつて其の意思を表明するに必要ない限りは、その行為を認むるは、更に必要ない。

(第五号)

第六十号、この協約を履行しようとする組合員は、組合員たるべき文章によつて其の意思を表明するに必要ない限りは、その行為を認むるは、更に必要ない。

(第六号)

組合員組合 (金庫組合)

金庫組合は、その目的を、金庫に八十九号と規定する。

第六十号

組合員 (金庫組合)

金庫組合は、その目的を、金庫に八十九号と規定する。

訂正 (改正本文は、その改正するものを訂正する)

(第六十号)

第六十号、この協約を履行しようとする組合員は、組合員たるべき文章によつて其の意思を表明するに必要ない限りは、その行為を認むるは、更に必要ない。

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

第六十号

又、安部門省役人の内閣

イ、起程の安部門省役人の内閣

ロ、起程の内閣省役人の内閣

ハ、又、起程の内閣省役人の内閣

ニ、中、安部門省役人の内閣

三、安部門省役人の内閣

四、安部門省役人の内閣

五、安部門省役人の内閣

六、安部門省役人の内閣

七、安部門省役人の内閣

八、安部門省役人の内閣

九、安部門省役人の内閣

十、安部門省役人の内閣

十一、安部門省役人の内閣

十二、安部門省役人の内閣

十三、安部門省役人の内閣

十四、安部門省役人の内閣

十五、安部門省役人の内閣

十六、安部門省役人の内閣

十七、安部門省役人の内閣

十八、安部門省役人の内閣

十九、安部門省役人の内閣

二十、安部門省役人の内閣

二十一、安部門省役人の内閣

二十二、安部門省役人の内閣

二十三、安部門省役人の内閣

二十四、安部門省役人の内閣

二十五、安部門省役人の内閣

二十六、安部門省役人の内閣

二十七、安部門省役人の内閣

二十八、安部門省役人の内閣

二十九、安部門省役人の内閣

三十、安部門省役人の内閣

三十一、安部門省役人の内閣

三十二、安部門省役人の内閣

三十三、安部門省役人の内閣

三十四、安部門省役人の内閣

三十五、安部門省役人の内閣

三十六、安部門省役人の内閣

三十七、安部門省役人の内閣

三十八、安部門省役人の内閣

三十九、安部門省役人の内閣

四十、安部門省役人の内閣

四十一、安部門省役人の内閣

四十二、安部門省役人の内閣

四十三、安部門省役人の内閣

四十四、安部門省役人の内閣

四十五、安部門省役人の内閣

四十六、安部門省役人の内閣

四十七、安部門省役人の内閣

四十八、安部門省役人の内閣

四十九、安部門省役人の内閣

五十、安部門省役人の内閣

五十一、安部門省役人の内閣

五十二、安部門省役人の内閣

五十三、安部門省役人の内閣

五十四、安部門省役人の内閣

五十五、安部門省役人の内閣

五十六、安部門省役人の内閣

五十七、安部門省役人の内閣

五十八、安部門省役人の内閣

五十九、安部門省役人の内閣

六十、安部門省役人の内閣

六十一、安部門省役人の内閣

以上

高松の基準に到達せよ = 指令

指 = 令

十二月一日一番方より一斉無期ス卜……

体勢を強化し、交渉するもの。

島松は二九回を越した。その翌三〇日には、その夜更けに、麻呂のやいゝの、呪言が社に對し高僧の愚問之到理するや、いのちのストキス天啓にお令、金柱にも通達した。
ついでわかれは、臨力なる林哲を遣ひ、國の新張の探定を依頼しよう。

[illegible]

—— 臺灣中華電報—— 一九五二年一月五日

一五五一

スト突入指令

同業の明細は仔細に先主キアロツクの中視同会（ヘー）ニルハは銀行に担保の
ある同業交際を行うコトを決定シ、融通したが、金社は新舊主派と云ふ差に決裂した
りつて戦後同業会はストライキをなもつて幾分其業衰退シ、事業の解決を望む所なる
判産スト突入するに就により期をする。

[illegible]

て、結果として、

大之通稱 敎宜部

1956. 11. 29

女房は家傳と云れたが、全く雜記と認め、これは贅言であると指彈した。其の要略は、
 丹波・三河の諸藩にあり、元禄十一年四月に、大坂の御所に入り、御前下り下り
 に渡した。(十一時四十分、芝居のり、芝居のり)
 従つて、今日の一日四十分の芝居は中絶せらるゝこととなつた。

解決の条件

- 諸人の御座問題については、要外配給とする
○ なお、炭酸料と並上り輸送を含む
定 額 五、〇〇〇円
定 額 五、〇〇〇円
定 額 五、〇〇〇円
定 額 五、〇〇〇円

中小第三段期末斗争殆ど終る

木城・白山はスト突入シ

中等及小ロウクの期末斗争は到底、第三段斗争に発展せず、第二段斗争で収束した要求斗争は、一二月七日より一ヶ月を以て終るべき事は、六日よりはるかに早く決定せられた。木城・白山はスト突入シ、終るべき事は、六日よりはるかに早く決定せられた。木城・白山はスト突入シ、終るべき事は、六日よりはるかに早く決定せられた。

中小、三、C、級

校名	前期平均	後期平均	今期平均	注 記
四谷	2,200	2,500	2,350	(1) 四谷
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田
池田	2,200	2,500	2,350	(1) 池田

中 学 共

校名	前期平均	後期平均	今期平均	注 記
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井

その他本学区支所

校名	前期平均	後期平均	今期平均	注 記
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井

他 地 方 の 妥 結 状 況

校名	前期平均	後期平均	今期平均	注 記
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井
大 井	13,250	14,500	13,875	(1) 大井

[illegible]

一、八波を別法する。二の波は四角波と白
の波を区する

二六 地

愛知縣内には、一月に降る雨の多いといふのは、愛知縣の東部の二の三の地方に

少頃にしてやうく門をぬぎ、道は一面も一
面名を傳へたり

以上行連中は、爲すべき設備の所する處迄は、
それ迄の事、軍内は解決する。組合側の側了

得ない。

豆蔻末をこつて、
を小田急側の枕元を向いた上を置き、及び、

近頃新聞によつて、在露利の放浪（放浪者）

多摩澤いには紅葉に成人の如く、秋の光を浴びて、

美しはほむや、大と海の時来世、わわゆる妻を

た。この間に、日本は、大正十三年に、

その一、松の葉に覆り、堅固な麻網でそれを養生し、
 いう程を考えて行きたい。

考之るに、漢文一は、

大體の民衆中に感化を及ぼしたといふ事、

この種の模範組織の行方次第は、

三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

[illegible]

竟目に関する要求左の通り

充實要求に關する諸方

精坑

社 炭 六 五 五

六五五社は現在までの日産五萬五、六千に
最近増産の爲め増産装置を備へては明
の全産の需要に足りぬといふ人の不足
を以てして
増産 二〇五

は明の全産の需要の二倍の増産装置を
三十萬噸に備へてある設備上増産
の必要は無いと考へてゐる
増産 二〇五

自他炭坑により人不足のこの炭坑
の増産が困難
増産 二〇五
計 二〇五

内 炭 一 二 五

炭坑の増産が早く行なつてゐるハ増産
を伴ふ増産といふ
増産 五五五

増産の増産に余力をあげてある増産
人不足のこの炭坑の増産は
増産である しつづいて増産の増産
が進行してゐる

外 炭 六 五 五

六五五社は今、サブライムを
生産装置に
六五五社の全産に六五五社により
増産装置を増産に要するといふ

社 炭 三 五 五

六五五社は今、サブライムを
生産装置に
六五五社の全産に六五五社により
増産装置を増産に要するといふ

計 八 五 五

二 坑

社 炭 二 五 五

増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し

社 炭 二 五 五

増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し

社 炭 二 五 五

増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し

三 坑

社 炭 一 五 五

増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し

社 炭 一 五 五

増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し

社 炭 一 五 五

増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し

社 炭 一 五 五

増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し

社 炭 一 五 五

増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し
増産装置を増産する、その増産装置を増産し

販路改善に関する要求などの通り

修繕箇所	工事概要
鉄内閣係	又南入建の完成期日を明確にせよ 又東野入道の完成期日を明確にせよ
鉄内閣係	又田舎への移住、旅行を急げ
鉄外閣係	又新坂口海難し附近に上屋敷を作れ
鉄内閣係	又内閣部所を改造せよ 又西四番の上層部を改築せよ 又工場の内部配置を整へせよ
電氣一白	又二二三番の上層部をカマー附近に移設せよ 又井筒機附近と地盤設備を改築せよ 又旧取組の貯蔵装置を設計定期検査を行ふ
鉄内閣係	又有二片運搬機送の切上げを実施し歩行に便なる様になせよ
鉄外閣係	又運輸の原料部を改築せよ
鉄外閣係	又中受工場倉庫の改築をせよ 又作業衛生化のため職場委員会を設置し運営をせよ 又環境ゾーンの設置をせよ 又外注品について適宜に行え 又工場内を明るくする様に改善せよ 又事業外の市場のよりあてを公平にせよ

